

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示 町等の区域の変更(市町村振興課)

生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)

生活保護法による薬局の廃止()

土地区画整理法による換地処分(都市計画課)

流通業務団地造成事業に係る事業地の工事の完了()

◇教委告示 技能教育のための施設の指定(高等学校課)

技能教育のための施設の科目のうち高等学校の校長が連携措置をとることができるとの指定()

告 示

鳥取県告示第七百七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百

三条第三項の規定による鳥取市が行う鳥取都市計画事業秋里土地区画整理事業施行地区の宅地の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する
町及び字の名称

同上の区域(平成十年十一月十六日現在の地番による。)

秋里

秋里字宮ノ出口五二〇の一、五二〇の二、五二一の一、五二二の一、五二三の一、五二四の一、五二五の一、五二六の一、五二七の一、五二八の一、五二九の一、五三〇及びこれらと一体をなす国有地並びに五二八の一、五三一の一と一体をなす国有地

秋里字瀬戸田のうち五三七、五三七の一、五三八、五三九、五四〇の一、五四〇の二以外の区域

秋里字松下六二二の一、六二二の二、六二三の一、六二四の一、六二五の一、六二六から六三三まで、六三四の一から六三四の三まで、六三五の一、六三五の二、六三六から六四五まで、六四六の一、六四七、六四八の一、六四九の一、六五〇の一、六六一の一、六六一の二、六六一の四及びこれらと一体をなす国有地

秋里字皆竹畑のうち六六四の二、六六五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

秋里字東皆竹七〇一、七〇二の一、七〇三の一、七〇四の一、七〇五の一、七〇六の一、七〇七の一、七一八の一、七一九の一、七二〇、七二一、七二二の一から七二四の三まで、七二五から七二八まで及びこれらと一体をなす国有地

秋里字藪ヶ土手七二九、七三〇、七三一の一、七三二の一、七三三の一、七三四の一、七三四の二、七三五の一、七三六の一及びこれらと一体をなす国有地

秋里字三島七四八の二、七四九の一、七四九の二、七四九の八、七五〇の一、七五一の一、七五二の二、七五二の三、七五二の四、七五三の一及びこれらと一体をなす国有地

秋里字外河原七七五の一六、七七五の三五、七七五の四〇、九二三の四及びこれらと一体をなす国有地

秋里字外河原七七五の一六、七七五の三五、七七五の四〇、九二三の四及びこれらと一体をなす国有地

秋里字三島	秋里字三島のうち七四八の二、七四九の一、七四九の二、七四九の
秋里字藪ヶ土手	秋里字藪ヶ土手のうち七二九、七三〇、七三一の一、七三二の一、七三三の一、七三四の一、七三五の一、七三六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
秋里字東皆竹	秋里字東皆竹のうち七〇一、七〇二の一、七〇三の一、七〇四の一、七〇五の一、七〇六の一、七〇七の一、七〇八の一、七〇九の一、七一〇、七一一、七一二の一から七二四の三まで、七二五から七二八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
秋里字皆竹畑	秋里字皆竹畑六六四の二、六六五の二及びこれらと一体をなす国有地
秋里字松下	秋里字松下のうち六二二の一、六二二の二、六二二の三、六二二の四、六二二の五、六二二の六、六二二の七、六二二の八、六二二の九、六二二の十、六二二の十一、六二二の十二、六二二の十三、六二二の十四、六二二の十五、六二二の十六、六二二の十七、六二二の十八、六二二の十九、六二二の二十、六二二の二十一、六二二の二十二、六二二の二十三、六二二の二十四、六二二の二十五、六二二の二十六、六二二の二十七、六二二の二十八、六二二の二十九、六二二の三十、六二二の三十一、六二二の三十二、六二二の三十三、六二二の三十四、六二二の三十五、六二二の三十六、六二二の三十七、六二二の三十八、六二二の三十九、六二二の四十、六二二の四十一、六二二の四十二、六二二の四十三、六二二の四十四、六二二の四十五、六二二の四十六、六二二の四十七、六二二の四十八、六二二の四十九、六二二の五十、六二二の五十一、六二二の五十二、六二二の五十三、六二二の五十四、六二二の五十五、六二二の五十六、六二二の五十七、六二二の五十八、六二二の五十九、六二二の六十、六二二の六十一、六二二の六十二、六二二の六十三、六二二の六十四、六二二の六十五、六二二の六十六、六二二の六十七、六二二の六十八、六二二の六十九、六二二の七十、六二二の七十一、六二二の七十二、六二二の七十三、六二二の七十四、六二二の七十五、六二二の七十六、六二二の七十七、六二二の七十八、六二二の七十九、六二二の八十、六二二の八十一、六二二の八十二、六二二の八十三、六二二の八十四、六二二の八十五、六二二の八十六、六二二の八十七、六二二の八十八、六二二の八十九、六二二の九十、六二二の九十一、六二二の九十二、六二二の九十三、六二二の九十四、六二二の九十五、六二二の九十六、六二二の九十七、六二二の九十八、六二二の九十九、六二二の百
秋里字瀬戸田	秋里字瀬戸田五三七、五三七の一、五三八、五三九、五四〇の一、五四〇の二
秋里字宮ノ出口	秋里字宮ノ出口のうち五二〇の一、五二〇の二、五二〇の三、五二〇の四、五二〇の五、五二〇の六、五二〇の七、五二〇の八、五二〇の九、五二〇の十、五二〇の十一、五二〇の十二、五二〇の十三、五二〇の十四、五二〇の十五、五二〇の十六、五二〇の十七、五二〇の十八、五二〇の十九、五二〇の二十、五二〇の二十一、五二〇の二十二、五二〇の二十三、五二〇の二十四、五二〇の二十五、五二〇の二十六、五二〇の二十七、五二〇の二十八、五二〇の二十九、五二〇の三十、五二〇の三十一、五二〇の三十二、五二〇の三十三、五二〇の三十四、五二〇の三十五、五二〇の三十六、五二〇の三十七、五二〇の三十八、五二〇の三十九、五二〇の四十、五二〇の四十一、五二〇の四十二、五二〇の四十三、五二〇の四十四、五二〇の四十五、五二〇の四十六、五二〇の四十七、五二〇の四十八、五二〇の四十九、五二〇の五十、五二〇の五十一、五二〇の五十二、五二〇の五十三、五二〇の五十四、五二〇の五十五、五二〇の五十六、五二〇の五十七、五二〇の五十八、五二〇の五十九、五二〇の六十、五二〇の六十一、五二〇の六十二、五二〇の六十三、五二〇の六十四、五二〇の六十五、五二〇の六十六、五二〇の六十七、五二〇の六十八、五二〇の六十九、五二〇の七十、五二〇の七十一、五二〇の七十二、五二〇の七十三、五二〇の七十四、五二〇の七十五、五二〇の七十六、五二〇の七十七、五二〇の七十八、五二〇の七十九、五二〇の八十、五二〇の八十一、五二〇の八十二、五二〇の八十三、五二〇の八十四、五二〇の八十五、五二〇の八十六、五二〇の八十七、五二〇の八十八、五二〇の八十九、五二〇の九十、五二〇の九十一、五二〇の九十二、五二〇の九十三、五二〇の九十四、五二〇の九十五、五二〇の九十六、五二〇の九十七、五二〇の九十八、五二〇の九十九、五二〇の百

秋里字外河原	八、七五〇の一、七五一の一、七五二の一、七五三の一、七五四の一、七五五の一、七五六の一、七五七の一、七五八の一、七五九の一、七六〇の一、七六一の一、七六二の一、七六三の一、七六四の一、七六五の一、七六六の一、七六七の一、七六八の一、七六九の一、七七〇の一、七七一の一、七七二の一、七七三の一、七七四の一、七七五の一、七七六の一、七七七の一、七七八の一、七七九の一、七八〇の一、七八一の一、七八二の一、七八三の一、七八四の一、七八五の一、七八六の一、七八七の一、七八八の一、七八九の一、七九〇の一、七九一の一、七九二の一、七九三の一、七九四の一、七九五の一、七九六の一、七九七の一、七九八の一、七九九の一、八〇〇の一、八〇一の一、八〇二の一、八〇三の一、八〇四の一、八〇五の一、八〇六の一、八〇七の一、八〇八の一、八〇九の一、八一〇の一、八一一の一、八一二の一、八一三の一、八一四の一、八一五の一、八一六の一、八一七の一、八一八の一、八一九の一、八二〇の一、八二一の一、八二二の一、八二三の一、八二四の一、八二五の一、八二六の一、八二七の一、八二八の一、八二九の一、八三〇の一、八三一の一、八三二の一、八三三の一、八三四の一、八三五の一、八三六の一、八三七の一、八三八の一、八三九の一、八四〇の一、八四一の一、八四二の一、八四三の一、八四四の一、八四五の一、八四六の一、八四七の一、八四八の一、八四九の一、八五〇の一、八五一の一、八五二の一、八五三の一、八五四の一、八五五の一、八五六の一、八五七の一、八五八の一、八五九の一、八六〇の一、八六一の一、八六二の一、八六三の一、八六四の一、八六五の一、八六六の一、八六七の一、八六八の一、八六九の一、八七〇の一、八七一の一、八七二の一、八七三の一、八七四の一、八七五の一、八七六の一、八七七の一、八七八の一、八七九の一、八八〇の一、八八一の一、八八二の一、八八三の一、八八四の一、八八五の一、八八六の一、八八七の一、八八八の一、八八九の一、八九〇の一、八九一の一、八九二の一、八九三の一、八九四の一、八九五の一、八九六の一、八九七の一、八九八の一、八九九の一、九〇〇の一、九〇一の一、九〇二の一、九〇三の一、九〇四の一、九〇五の一、九〇六の一、九〇七の一、九〇八の一、九〇九の一、九一〇の一、九一一の一、九一二の一、九一三の一、九一四の一、九一五の一、九一六の一、九一七の一、九一八の一、九一九の一、九二〇の一、九二一の一、九二二の一、九二三の一、九二四の一、九二五の一、九二六の一、九二七の一、九二八の一、九二九の一、九三〇の一、九三一の一、九三二の一、九三三の一、九三四の一、九三五の一、九三六の一、九三七の一、九三八の一、九三九の一、九四〇の一、九四一の一、九四二の一、九四三の一、九四四の一、九四五の一、九四六の一、九四七の一、九四八の一、九四九の一、九五〇の一、九五一の一、九五二の一、九五三の一、九五四の一、九五五の一、九五六の一、九五七の一、九五八の一、九五九の一、九六〇の一、九六一の一、九六二の一、九六三の一、九六四の一、九六五の一、九六六の一、九六七の一、九六八の一、九六九の一、九七〇の一、九七一の一、九七二の一、九七三の一、九七四の一、九七五の一、九七六の一、九七七の一、九七八の一、九七九の一、九八〇の一、九八一の一、九八二の一、九八三の一、九八四の一、九八五の一、九八六の一、九八七の一、九八八の一、九八九の一、九九〇の一、九九一の一、九九二の一、九九三の一、九九四の一、九九五の一、九九六の一、九九七の一、九九八の一、九九九の一、一〇〇〇の一
秋里字村之下	秋里字村之下七七五の六から七七五の八まで、七七五の九、七七五の十、七七五の十一、七七五の十二、七七五の十三、七七五の十四、七七五の十五、七七五の十六、七七五の十七、七七五の十八、七七五の十九、七七五の二十、七七五の二十一、七七五の二十二、七七五の二十三、七七五の二十四、七七五の二十五、七七五の二十六、七七五の二十七、七七五の二十八、七七五の二十九、七七五の三十、七七五の三十一、七七五の三十二、七七五の三十三、七七五の三十四、七七五の三十五、七七五の三十六、七七五の三十七、七七五の三十八、七七五の三十九、七七五の四十、七七五の四十一、七七五の四十二、七七五の四十三、七七五の四十四、七七五の四十五、七七五の四十六、七七五の四十七、七七五の四十八、七七五の四十九、七七五の五十、七七五の五十一、七七五の五十二、七七五の五十三、七七五の五十四、七七五の五十五、七七五の五十六、七七五の五十七、七七五の五十八、七七五の五十九、七七五の六十、七七五の六十一、七七五の六十二、七七五の六十三、七七五の六十四、七七五の六十五、七七五の六十六、七七五の六十七、七七五の六十八、七七五の六十九、七七五の七十、七七五の七十一、七七五の七十二、七七五の七十三、七七五の七十四、七七五の七十五、七七五の七十六、七七五の七十七、七七五の七十八、七七五の七十九、七七五の八十、七七五の八十一、七七五の八十二、七七五の八十三、七七五の八十四、七七五の八十五、七七五の八十六、七七五の八十七、七七五の八十八、七七五の八十九、七七五の九十、七七五の九十一、七七五の九十二、七七五の九十三、七七五の九十四、七七五の九十五、七七五の九十六、七七五の九十七、七七五の九十八、七七五の九十九、七七五の百
秋里字西土居	秋里字西土居のうち八五八、八五九、八六〇の二、八六一、八六二と一体をなす国有地の一部
秋里字向土居	秋里字向土居のうち七九五、七九七の七、八三七、八三八の一、八四一と一体をなす国有地の一部
秋里字埋立	秋里字埋立のうち九七八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに八〇三の五、八〇三の六、九七四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第七百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

（病院、診療所又は薬局）

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新田内科クリニック	倉吉市生田三六〇一	平成十一年十二月十七日

医療法人仁厚会藤井記念病院	倉吉市山根四三二一	〃
生田調剤薬局	倉吉市生田三六〇一三	〃
薬局スタッツセ	米子市道笑町四丁目九二一	〃
たむら調剤薬局	鳥取市東町三丁目二六四	〃

(指定訪問看護事業者等)

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
医療法人アスピオス	鳥取市吉方温泉一丁目六五三	訪問看護ステーションみやこ苑	鳥取市三津一〇七二一三〇七	平成十一年十二月十七日

鳥取県告示第七百七十六号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一三二一	平成十一年十月三十一日
薬局スタッツセ	米子市道笑町四丁目一三八	平成十一年十一月二十八日

鳥取県告示第七百七十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第百三条第三項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画事業秋里土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第七百七十八号

次の流通業務団地造成事業に係る事業地の工事が完了したので、流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第三十条第二項の規定により告示する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 事業の名称

米子流通業務団地造成事業(第三工区)

二 事業地

米子市流通町の一部

三 施行者の名称

米子市

四 工事完了年月日

平成十一年十二月八日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十六号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十五条の二第一項の規定に基づき、技能教育のための施設を次のとおり指定したので、技能教育施設の指定等に関する規則

(昭和三十七年文部省令第八号) 第四条の規定により告示する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

名 称	所 在 地	指定年月日
学校法人鶏鳴学園専修 学校あすなろ予備校	鳥取市立川町五丁目二七八―一	平成十一年十二月二十日
若葉学習会専修学校	米子市錦町二丁目一七七	〃

鳥取県教育委員会告示第二十七号

技能教育施設の指定等に関する規則(昭和三十七年文部省令第八号)第六条第一項の規定に基づき、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十五条の二第一項の規定により指定した技能教育のための施設の科目のうち高等学校の校長が連携措置をとることができるものを次のとおり指定したので、同令第六条第一項の規定により告示する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

施設の名称	連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
学校法人鶏鳴学園 専修学校あすなろ 予備校	文書処理 情報管理 情報処理 簿記 総合実践 企業実習	文書処理 情報管理 情報処理 簿記 総合実践 企業実習(商業に関するその他の科目)

若葉学習会専修学校	
文書処理	文書処理
情報管理	情報管理
情報処理	情報処理
簿記	簿記
総合実践	総合実践
企業実習	企業実習(商業に関するその他の科目)